

藤枝市介護保険条例の一部を改正する条例

藤枝市介護保険条例（平成12年藤枝市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「31,500円」を「32,100円」に改め、同項第2号中「40,950円」を「41,730円」に改め、同項第3号中「47,250円」を「48,150円」に改め、同項第4号中「52,290円」を「53,286円」に改め、同項第5号中「63,000円」を「64,200円」に改め、同項第6号中「72,450円」を「73,830円」に改め、同号ア中「（以下「合計所得金額」という。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」を加え、同項第7号中「81,900円」を「83,460円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「97,650円」を「99,510円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「105,840円」を「107,856円」に改め、同項第10号中「113,400円」を「115,560円」に改め、同項第11号中「126,000円」を「128,400円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「18,900円」を「19,260円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「25,200円」を「25,680円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「44,100円」を「44,940円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の藤枝市介護保険条例の規定は、令和3年度分の介護保険料から適用し、令和2年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

- 第3条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての改正後の第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは「令和4年」と読み替えるものとする。